

記者発表資料

平成20年6月15日

(13時00分)

県政記者クラブ各位

保健福祉部地域福祉課

災害救助法の適用について

平成20年6月14日午前8時43分に発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」の発生による被害について、昨日、災害救助法の適用を決定した一関市に加え、下記市町についても適用することとしたのでお知らせします。

記

- 1 適用年月日 平成20年6月14日(土)
- 2 適用市町 北上市、奥州市、金ヶ崎町及び平泉町
- 3 適用理由
 - ① 現在、余震が継続して発生しており、今後の被害避難等も想定されること。
 - ② このような状況を踏まえ、国からの助言も得て、震度5強以上を観測した市町に対し、包括的に災害救助法を適用することとしたもの。
- 4 救助内容等
 - ① 収容施設(避難所に限る。)の供与
 - ② 炊き出しのその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ③ 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 など
- 5 財源割合 原則として国 1/2、県 1/2

照会先 保健福祉部地域福祉課

生活福祉担当

内線：5421